

(様式第1号)

農業振興地域整備計画変更理由書

1 変更内容 (総括表)

(1) 重要変更に係るもの (法第13条関係)

変更後の用途	件数	現況地目別面積	農用地利用計画上 の用途区分別面積	備考
(編入) 田 畑 農道	1	m <sup>2</sup> 田 29,605 畑 12,101.88 宅地 1,744 山林 5,735 雑種地 4,067	m <sup>2</sup> 農地 51,213.88 (田 27,717) (畑 23,496.88) 農業用施設用地 2,039 (農道 2,039)	
小計①		53,252.88	53,252.88	
(除外) 事務所、自動車の保管 場所並びに駐車場	1	m <sup>2</sup> 畑 696のうち 600	m <sup>2</sup> 畑 696のうち 600	
小計②		600	600	
(用途区分の変更： 1ha を超える場合)				
合計 ①-②	2	m <sup>2</sup> 52,652.88	m <sup>2</sup> 52,652.88	

(2) 軽微な変更に係るもの（政令第10条関係）

変更の用途	件数	現況地目別面積	農用地利用計画上の用途区分別面積	備考
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
合計				

（注：備考欄に政令第10条第1項各号の区分を記載する。）

2 変更理由

(1) 整備計画の変更を必要とするに至った経過

当町は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による全町避難が長期化したことにより、帰還し営農を再開する農家の減少は避けられない現状であり、今後、担い手への農地の利用集積を進める必要がある。今回変更する地域は、小区画及び不整形なほ場が散在しており、農地流動化の阻害要因となっているため、農山村地域基盤総合整備事業を導入し、大区画ほ場へ整備する計画である。計画地域内の農用地区域外の土地について、追加で事業対象とするために農用地区域へ編入する必要がある。

また、末森地区において、県道に接する農地以外の自己所有地と一体として事務所、自動車の保管場所及び駐車場として使用する計画であり、当該事業の目的を達成する上で隣接する農地を供することが必要であるため、農用地区域から除外する必要がある。

(2) 土地利用計画の変更により農業面にどのような影響があるか

編入する土地については、ほ場整備事業が計画されているため、地域の農地の集積、集約が見込まれている。除外する土地については、農業面に与える影響について十分に検討し、最小限にとどめることで、特に影響はないものと判断される。

(3) 変更後の土地利用計画に対する基本方針

農業振興策の基本である「浪江農業振興地域整備計画」を基にして、社会経済情勢の変化に対応しつつ、農用地の確保と有効利用を図り、地域的に生産性の高い農業の確立を推進する。